

平成 30 年 6 月 20 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

### 民間競争入札実施事業

#### 「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

#### 記

#### I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>(ア) 「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」（以下「育成事業」という。）の運営事務局の設置</p> <p>(イ) 平成 29 年度の育成事業に係る文化庁と実施団体との契約手続、概算払手続、精算手続等に関する支援業務</p> <p>(ウ) 平成 28 年度の育成事業の成果報告書の取りまとめ及び平成 29 年度の成果報告書の様式作成・送付に関する業務</p> <p>(エ) 平成 30 年度の育成事業に係る実施団体の企画提案の受付に関する業務</p> <p>(オ) 平成 30 年度の育成事業の実施団体を選定するための審査委員会に関する業務</p> <p>(カ) 平成 30 年度の育成事業に採択された一部の団体等との契約手続関係書類に関する業務</p>
実施期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日
受託事業者	近畿日本ツーリスト株式会社
契約金額（税抜）	25,358,596 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	<p>上記の育成事業は、舞台出演の機会が少ない若手芸術家が実際に舞台に出演し経験を積む機会の提供や、今後の活躍が期待できる若手芸術家をセレクトした展覧会等を実施するとともに、若手の芸術家や舞台技術者等が技術を磨き、知識を深めるための研修やワークショップ等の実施を通して、優れた芸術作品を創造し、我が国の芸術文化の持続的な発展を支える人材の育成する事業である。</p> <p>この育成事業の一連の流れに係る事務手続等運營業務を行うことである。</p>
選定の経緯	1 者応札（応募）が続いていた状況で、競争性に課題があるとして、平成 27 年の基本方針において選定された。（今回、市場化テスト 2 期目の評価）

## II 評価

### 1 概要

終了プロセスに移行することが適当であると考えられる。

### 2 検討

#### (1) 評価方法について

文化庁から提出された平成29年4月から平成30年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

#### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、概ね適切に履行されている。	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	① 実施団体からの育成事業に関する質問等に受託業者が適切に対応できたかについて、文化庁が実施団体に対し、アンケート調査を行う。その結果「適切に対応できていた」又は「おおむね適切に対応できていた」との回答割合が、全実施団体の60%以上であること。	達成（83%）
	② 育成事業の提出書類に関する実施団体と受託業者とのやりとりに関して、文化庁が実施団体に対してアンケート調査を行う。その結果「適切に対応できていた」又は「おおむね適切に対応できていた」との回答割合が、全実施団体の60%以上であること。	達成（67%）
③ 育成事業の各手続きに関する業務を実施要項で定めるスケジュールどおり進めること。	書類確認作業等において、当初のスケジュールどおりに行かなかった工程が見受けられたが、契約団体51団体にアンケートを採ったところ、②のとおり概ね評価を得たところで	

		あり、事業自体には特に影響はなかった。
	④ 文化庁に提出する育成事業の各書類の内容に、誤字・脱字及び内容の間違い・欠落がないようにすること。	ほぼ無し
民間事業者からの改善提案	<p>① スケジュール管理の徹底 個々に契約を締結する事業実施団体ごとにスケジュール管理表を作成し、団体と共有した。また、スケジュールに遅れが生じた際は、別途催促フローを作成し、スケジュール管理の徹底を行った。</p> <p>② 作業内容の共有化 当初の設定とは違う事項が発生した際は、必ず文章化し、事務局内及び文化庁と共有した。</p>	

### (3) 実施経費（税抜）

従前経費（平成 27 年度）と実施経費（平成 29 年度）を比較すると 276,950 円（1.08%）の削減効果が見られた。

従前経費	25,635,546 円（平成 27 年度）
実施経費	25,358,596 円（平成 29 年度）
削減額	276,950 円
削減率	1.08%

### (4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められていたが、民間事業者に求める芸術分野に関する業務経験についての要件を緩和することで、2者応札を達成するに至り、改善が認められた。
----	---

### (5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、概ね良好である。

また、民間事業者の改善提案により、当初の設定とは違う事務作業が発生した際は、必ず文章化し、事務局内及び文化庁との内容共有を徹底したことから、民間事業者の創意工夫が発揮されていたと評価できる。

実施経費についても、市場化テスト直前と比べて1.08%の削減効果が見られ、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

#### (6) 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が2期目である。事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 文部科学省では、外部有識者により構成する「物品・役務等契約監視委員会」を設置しており、契約の透明性・公平性等について審査を受ける仕組みを備えている。
- ③ 入札において、2者の応札であり、平成28年度と平成29年度では落札者が変わっていることから、競争性が確保されたと言える。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、2.(2)で示しているとおり、概ね目標を達成している。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率1.08%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、文化庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

平成 30 年 6 月 13 日  
文 化 庁平成 29 年度 民間競争入札実施事業  
「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務」の実施状況について

## 1. 事業概要

事 項	内 容
事業内容	(ア) 育成事業の運営事務局の設置  (イ) 平成 29 年度の育成事業に係る文化庁と実施団体との契約手続、概算払手続、精算手続等に関する支援業務  (ウ) 平成 28 年度の育成事業の成果報告書の取りまとめ及び平成 29 年度の成果報告書の様式作成・送付に関する業務  (エ) 平成 30 年度の育成事業に係る実施団体の企画提案の受付に関する業務  (オ) 平成 30 年度の育成事業の実施団体を選定するための審査委員会に関する業務  (カ) 平成 30 年度の育成事業に採択された一部の団体等との契約手続き関係書類に関する業務
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日
受託事業者	近畿日本ツーリスト株式会社
受託事業者 決定の経緯	「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務」民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（2 者）から提出された提案書について、技術審査会において評価した結果、技術評価点については、2 者とも必須項目を全て満たし、加点項目について得点が付与された。続いて平成 29 年 3 月 3 日に開札したところ、2 者から入札があり、1 者から予定価格の範囲内の入札価格が提示され、技術評価点に入札価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。

契約金額	25,358,596 円（税抜き）
特記事項	受託事業者への改善指示、法令違反行為等は特になし。

## 2. 確保すべき質の達成状況及び評価

### ①. 確保されるべきサービスの質の達成状況

(ア) 実施団体からの育成事業に関する質問等に適切に対応できたかについて、文化庁が実施団体に対して行うアンケート調査において、「適切に対応できていた」又は「おおむね適切に対応できていた」の割合が、全実施団体の 60%以上であること。

→要件のとおり達成した。(83%)

(イ) 育成事業の提出書類に関する実施団体とのやりとりに関して、文化庁が実施団体に対して行うアンケート調査において、「適切に対応できていた」又は「おおむね適切に対応できていた」の割合が、全実施団体の 60%以上であること。

→要件のとおり達成した。(67%)

(ウ) 育成事業の各手続きに関する業務を実施要項で定めるスケジュールどおりに進めること。

→平成 29 年度事業の事務局運営支援業務については、前年度と異なる委託業者が採択され、業務を行ったため、各手続きについては、多少不慣れな部分もあり、書類の確認作業等についてはスケジュール通りにいかないケースも見受けられた。しかし、契約団体 51 団体にアンケートを取ったところ、上記（イ）のとおり概ね評価を得たところであり、契約団体からスケジュールの遅延によるクレームや意見等はなく、事業自体には特に影響がなかった。

(エ) 文化庁に提出する育成事業の各書類の内容に、誤字・脱字及び内容の間違い・欠落がないようにすること。

→誤字・脱字及び内容の間違い・欠落はほとんどなく、適切に提出された。

### ②. 評価

各業務とも実施要項で定めた確保されるべきサービスの質について要求水準を満たしていた。

## 3. 民間業者からの改善提案による実施状況

上述のとおり、平成 29 年度事業の事務局運営支援業務については、前年度と異なる委託事業者が採択され、業務を行ったため、各手続きについて多少不慣れな部分があった。しかし、委託事業者が提案・実施した取組には、以下のとおり、スムーズな事務運営につながったケースもあった。

① スケジュール管理の徹底

個々に契約を締結する事業実施団体ごとにスケジュール管理表を作成し、団体と共有した。また、スケジュールに遅れが生じた際は、別途催促フローを作成し、スケジュール管理の徹底を行った。

② 作業内容の共有化

当初の設定とは違う事項が発生した際は、必ず文章化し、事務局内及び文化庁と共有した。

#### 4. 実施経費の状況及び評価

(1) 実施経費の状況

① 従来経費（平成 27 年度）と実施経費（平成 29 年度）との比較

事項	金額
従来経費 (A)	25,635,546 円 (平成 27 年度)
実施経費 (B)	25,358,596 円 (平成 29 年度)
削減額 (C)	276,950 円
削減率 (C/A×100)	1.08%

(2) 評価

上記のとおり、平成 29 年度実施経費は、平成 27 年度従来経費に比べて 276,950 円、平成 28 年度実施経費 (27,900,869 円) と比べると 2,542,273 円の減額となっている。前年度に比べて削減された経費の内容は、人件費、事業費 (諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費) であるが、これは民間競争入札の導入によって一定の経費削減効果が生じた結果と言える。

#### 5. 評価のまとめ

上記の通り、現受託事業者が実施した当事業のサービスの質は、要件のとおり達成されたところであり、経費についても従来経費と実施経費との比較で 1.08%の削減を行ったところである。引き続き民間事業者からの意見も聞きながら実施要項の見直しを図り、新たな参入を促し、経費削減に努めてまいりたい。

#### 6. 今後の事業について

市場化テスト終了基準①～⑤に対する取組成果は以下のとおりであり、すべての基準を満たしていると考えている。

① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。

→なかった。

- ② 実施府省等において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。

→文部科学省では、外部有識者により構成する「物品・役務等契約監視委員会」を設置しており、契約の透明性・公平性等について審査を受ける仕組みを備えている。

- ③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。

→平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、応募者数は 2 者であり、競争性が確保されていると考えている。

- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。

→確保されるべきサービスの質については上記の「2. 確保すべき質の達成状況及び評価」に記載の通りであり目標は達成された。

- ⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。

→従来経費（平成 27 年度）と契約金額（平成 29 年度）を比べると、276,950 円の経費削減が図られており、民間競争入札の導入によって一定の経費削減効果が生じたと考えられる。

市場化テスト終了後も引き続き、公告期間、入札手続、情報開示に関する事項等を一層見直し、入札説明会参加者からも継続的にヒアリングを行うなど、民間競争入札の充実を図っていきたい。

また、平成 28 年度以降は毎年、受託業者が変更しているが、円滑に事業を実施するために、業者間の十分な引き継ぎ及び文化庁から事業者への適切な助言を行いたい。